

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 改訂素案」の公表及び市民意見募集について

横浜市では、平成 22 年 12 月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、児童生徒の良好な教育環境を確保するため、学校規模等の適正化を推進しています。しかし、策定から 7 年以上が経過し、住宅開発による局所的な児童生徒の急増など環境の変化に対応するため、見直しが必要となっています。

このため、同基本方針の改訂に向けて、教育委員会からの諮問に基づき、学識経験者・保護者代表・地域代表・学校関係者等からなる附属機関である「横浜市学校規模適正化等検討委員会」において検討を行い、平成 30 年 7 月に、議論の内容をまとめた答申が教育委員会へ提出されました。

この検討委員会の答申を踏まえ、このたび、横浜市教育委員会では基本方針の「改訂素案」を作成しましたので、これについて、市民の皆様からのご意見を募集します。

募集期間	平成 30 年 9 月 28 日（金）から 10 月 29 日（月）まで （送付の場合は 10 月 29 日必着）
応募資格	どなたでもご応募いただけます。
応募方法	郵送、FAX、電子メール、インターネットのいずれかの方法で、 下記【問合せ・応募先】まで、ご意見をお寄せください。
【問合せ・応募先】 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1（関内駅前第一ビル 3 階） 横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課 TEL : 045 (671) 3252 FAX : 045 (651) 1417 Eメール : ky-keikaku@city.yokohama.jp インターネット : 横浜市教育委員会事務局ホームページに専用フォームを掲載予定 横浜市教育委員会事務局ホームページ URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/	

* 応募用紙と資料の配布、閲覧は市役所市民情報センターまたは各区役所の広報相談係で行います。横浜市教育委員会事務局ホームページからもダウンロードできます（予定）。

• いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市教育委員会の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。

裏面あり

基本方針の改訂のポイント

1 児童生徒数の急増対策

児童生徒数の急増により、過大規模校となることや教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対応が見込めない場合は、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要であるとしています。

2 学校の建替えの効果的・効率的な推進

学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する際に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、時限的な遠距離通学支援策を検討します。

また、学校規模の適正化の方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の経過年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討します。

3 「大規模校」の表現の見直し

25～30 学級の小・中学校（現行：「大規模校」）について、学校施設が充足している場合、適正規模校と遜色ない教育活動を進められるため、「準適正規模校」と表現を改めました。

4 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定します。なお、地域コミュニティとの関係については、横浜市が「地域とともにある学校づくり」を推進していることに配慮します。

5 円滑な地域調整方法

部会を設置して学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、外部の知見を参考にします。

<参考> 現行の基本方針の概要（22 年 12 月策定）

1 通学区域設定について

① 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」に加え、「横浜型小中一貫教育」を考慮し通学区域を設定する。

② 望ましい通学距離

原則徒歩による通学で、小学校片道おおむね 2 km、中学校片道おおむね 3 km とする。

2 学校規模の適正化

① 適正規模校の範囲

- ・ 小学校 12～24 学級（1 学年 2～4 学級）
- ・ 中学校 12～24 学級（1 学年 4～8 学級）

② 学校規模の適正化方策

< 過大規模校対策（小・中学校 31 学級以上） >

- ・ 31 学級以上の過大規模校の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合、分離新設を検討する。

< 小規模校対策（小学校 11 学級以下、中学校 8 学級以下） >

- ・ 通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や、実施しても小規模校の状態を解消することが見込まれない場合は、学校の統合についての検討を行う。